

平成28年労第147号

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年ころA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、食品加工の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分ころ、会社に出勤するため、会社入口付近を同僚と歩行していたところ、同僚に肩を押されたことから転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「左大腿骨頸部骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これら処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件傷病が通勤によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害の発生に至る経緯については、請求人及びD以外に現認した者はおらず、詳細は不明ではあるが、請求人は、「いきなり、Dが『じゃが、じゃが』などと言いながら、私の身体を押してきました。私は、Dから身体を押されることなど全く予想していなかったことから、バランスを崩すようにして、左側に尻もちをつくようにして倒れこみました。私は、両手に荷物を持っていたことやいきなり押されたことで、バランスをとることができませんでした。」と述べ、Dは、「私は、『そうやね』などと言って、左手で請求人の右肩付近を軽くたたくような感じで押しました。私は、話に相槌を打つような感じで、自分の折り曲げた肘を伸ばすようにして左手で請求人の右肩付近を軽くたたくようにして押しました。」と述べており、双方の申述に若干の相違は認められるものの、少なくともDが請求人を何らかの形で押したことにより請求人が倒れるに至った偶発的な事故であったという点においては一致している。

(2) また、請求人は、「歩道が狭かったことから、私が前を、Dが後ろを歩く形で、世間話をしながら、歩いて行きました。」と述べ、Dは「歩道から作業場の入り口に向かって、少し下りになっていましたし、出入り口はコンクリートと鉄のふたがありました。今回請求人が倒れ込んだ場所が、ちょうど堅いコンクリートや鉄のふた付近だったことから、大きな怪我になってしまったと思います。」と述べており、双方とも、災害発生現場は狭い道にコンクリートや鉄のふたがあり、進行方向に傾斜しているなど、転倒すると大きな災害に至りやすい状況にあったと述べている点においても一致している。

(3) ところで、通勤途上における災害が、労働者災害補償保険法（昭和22年法

律第50号)第7条第1項第2号に規定する通勤災害と認定されるためには、①災害の発生時において同条第2項及び第3項に規定される通勤を行っていたこと(以下「通勤遂行性」という。)、②災害が通勤に通常伴う危険の具体化したものと経験則上認められること(以下「通勤起因性」という。)が共に認められることが必要であるので、以下、本件について検討する。

ア 通勤遂行性について

請求人は、当日、会社に出勤するために、自宅を自家用車で出発し、会社駐車場に駐車した後に、徒歩で、会社に向かっていたところ、上記(2)のとおり転倒した場合に負傷するおそれのある道路上において、本件災害により負傷したと認められることから、本件災害には、通勤遂行性が認められるものと判断する。

イ 通勤起因性について

上記(1)及び(2)の各申述等からすると、請求人は、通勤途上において、同僚労働者であるDから肩をたたかれて転倒したものと認められるところ、職場の同僚同士が会話をする際に、相槌の代わりに相手の肩をたたく等の行為は、社会通念上一般的にみられる行為であり、そのような行為によって、たまたま両手に荷物を持っていた請求人が、幅が狭く傾斜があり足元が不安定な側溝の蓋上で、身体のバランスを崩して転倒し、負傷したことは、通勤に通常伴う危険が具現化したものと認められる。また、請求人は、「今回のことがある以前は、Dとは同じ作業をする仲間だったのでよく話していたし、仲良しでした。」と述べ、Dは、「私と請求人は、同じパート仲間として普通に付き合っていましたので、何のトラブルなどありませんでした。ですから、今回の事件も、私は何気なく、いつもの感じで請求人の肩付近を押してしまったことが原因でした。」と述べており、請求人とDとの関係は、本件災害までは良好であって、Dが請求人に危害を加えるために請求人の肩付近を押したものと認められず、また、請求人に危害行為を惹起させるような言動があったものとは認められないことから、本件災害は私的怨恨や自招行為によるものとは認められないところであり、当審査会としては、本件災害には、通勤起因性が認められるものと判断する。

(4) したがって、本件災害には、通勤遂行性及び通勤起因性が認められることから、本件傷病は、通勤によるものと判断することが相当である。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。